

令和2年度 磯子区スポーツ振興活動補助金 申請要項

磯子区民を対象としたスポーツ大会やスポーツ教室などを開催するスポーツ振興団体に対して、事業の経費の一部を補助します。

1 申請要件

(1) 対象団体

(2) に掲げる事業を実施する団体で、団体の代表者または役員のうち暴力団員がいない団体

(2) 対象事業（令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施する次の事業）

- ア 磯子区民を主な対象としたスポーツ大会事業
 - イ 磯子区民を主な対象としたスポーツ教室事業
 - ウ 主に磯子区内で活動するスポーツ指導者養成事業
 - エ その他磯子区内のスポーツ振興に寄与すると区長が認める事業
- ただし、次に該当する事業は、補助対象事業になりません
- (ア) 国または地方公共団体から補助を受けている事業
 - (イ) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - (ウ) 営利を目的とする事業
 - (エ) 区内全域を対象としていない事業

(3) 補助対象経費

- ア 事業予算の2分の1以内とし、40,000円を上限とします。
- イ 補助対象経費は下表のとおりです。

項目	内容
報償費	事業を効果的に実施するために必要な参加者への賞品等の購入費（来賓や団体の構成員への記念品等の購入費は除く） 審判員等に対する謝金等（ただし団体の構成員に対する謝金は除く）
交通費	事業の実施に必要な交通費
消耗品費	競技用品、事務用品等
食糧費	従事者等の弁当代及び飲料費（ただし、来賓接遇や会議、懇親会のための飲食費は除く。）
印刷製本費	チラシ、パンフレット等の作成費
通信運搬費	郵便料金、配送・運送費等
保険料	イベントに関する損害保険料
委託費	会場設営等、団体が自ら行うことが困難な業務に対する委託経費
使用料、賃借料	事業の実施に必要な会場、機材等の使用料（ただし、事務所等の維持管理費は除く。）
その他	その他の必要経費

※表に該当する経費であっても、一般的に見て豪華な物品等の購入費及び申請事業に直接関係しないと認められる経費は、補助対象外となります。

2 申請方法

次の書類を各1部提出して下さい。

- (1) 磯子区スポーツ振興活動補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 団体役員名簿（第2号様式）
- (3) 事業計画書（第3号様式）
- (4) 事業予算書（第4号様式）
- (5) 団体の規約、定款またはこれらに類する書類

3 受付期間

令和2年3月11日（水）から事業実施日の30日前まで

※ただし、補助金額の合計が令和2年度予算に達した時点で募集を終了します。

4 提出（問合せ）先

磯子区地域振興課 スポーツ振興活動補助金担当

〒235-0016 磯子区磯子三丁目5番1号 磯子区役所6階

TEL：750-2393 FAX：750-2534

5 申請後

- (1) 交付または不交付の決定

申請書類受理後、内容を審査の上、補助金額を決定し、通知します。

書類審査の判断基準は次のとおりです。

ア 区民スポーツの振興という目的に適っていること

イ 区民スポーツの活性化やその継続や拡大に期待できる事業内容であること

ウ 広報手段と対象者の設定が適切であり、不合理な参加制限がないこと

エ 受益者負担（参加費等）が補助金により軽減され、適正な範囲で設定されていること

オ 支出予算は、不適当な費目や経費積算がなく、適切であること

- (2) 請求書の提出

交付決定後、請求書を提出していただきます。

口座名義が団体名と異なる場合は、委任状の提出も必要になります。

事業実施前であれば、適法な請求書を受理してから30日以内に補助金を交付します。

- (3) 報告書の提出

事業実施後、報告書類一式を提出していただきます。

※ 1件の金額が10万円以上の支出については、事業報告の際に領収書等の支出を証する書類（コピー可）を提出していただきます。

6 その他

申請用紙は、区役所6階地域振興課で配布のほか、磯子区ホームページでも入手できます。

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/chishin/katsudo/dantaihojo.html>